

上下水道局監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

上下水道局の所管に属する平成28年4月1日から同年7月31日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

平成28年8月16日から同年12月16日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。
なお、予算流用措置については、やむをえないものと認められた。

(1) 予算の執行に関する事務

予算流用に係る決裁において決裁区分に誤りがあったので、今後は上下水道局専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(総務課)

(2) 支出に関する事務

ア 土地賃借料の前金払に係る支払伝票においてその旨が記載されていないものがあったので、今後は上下水道局会計規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(財務課)

イ 上下水道局契約規程の規定によりその例によるものとされた契約規則第38条において、検査を行う場合には、当該契約の監督員を、検査員に兼ねさせることができないと規定されているが、衣笠栄町4丁目地内合流汚水施設小破修繕に係る工事検査書において、同一職員が監督員と検査員を兼ねていたため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(修理保全課)

(3) 契約に関する事務

ア 夜間電話受付業務委託（逸見総合管理センター）の契約事務に係る随意契約理由書において、上下水道局契約事務取扱規程に規定されている主管課長等が契約事務を行うことができる場合の地方自治法施行令の適用条項が誤って記載されていたため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(修理保全課)

イ 上下水道局契約事務取扱規程第8条第3項の規定により、随意契約により契約を締結するものは、執行伺書に理由書を添付しなければならないとされているが、プロポーザルにて事業者を選定した有馬浄水場運転管理業務委託及び逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託の予算及び契約執行伺書に当該理由書が添付されていなかったため、上下水道局契約事務取扱規程の規定に沿った適正な事務処理に改められたい。

(浄水課)

ウ オートキャドのライセンス購入に係る支出事務において、契約事務及び給付が完了した場合の事務処理について上下水道局契約事務取扱規程の規定に沿った事務処理が行われていなかったため、適正な事務処理に改められたい。

(下水道管渠課)

エ 追浜・上町・西浄化センター運転管理等業務委託において、個人情報の取扱いを伴う業務を委託しているため、横須賀市個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報の保護に必要な措置を講じられたい。

(水再生課)

(4) 財産管理に関する事務

消防用設備の法定点検において、改修等を要する箇所についての部品の交換や修繕が実施されていないものがあったため、従業者等に対する安全性の観点から、即時に対応できるものについては対応し、大規模な修繕等を要するものについては、必要に応じて計画的に対応するよう努められたい。

(水再生課)

(5) 工事の施行に関する事務

ア 15-1工区不入斗排水区マンホール蓋改築ほか工事は、当初設計に基づき施工されていたが、当初設計の積算において一部不備があったため、積算時のチェックを徹底されたい。

(修理保全課)

イ 田浦第2配水池着水井改良工事において、契約金額には影響を及ぼしていないが、設計単価の決定に際し端数処理が上下水道局の基準により行われていなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。なお、見積書徴取において、受付印が押印されておらず、また、見積書徴取年月日及び見積有効期限が未記入のまま受け付けたものや見積り採用単価一覧の記載を誤ったものなど多くの不適正な事務処理が認められたため、併せて改められたい。

(水道施設課)

ウ 12工区馬堀排水区合流管布設替工事は、変更した設計に基づき施工されていたが、変更設計の積算において一部不備があったので、積算時のチェックを徹底されたい。

(下水道管渠課)

(別表)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
平成28年度衣笠・西地区水道メーター交換等工事 (料金課)	21,427,426円 (単価契約)	平成28年5月11日	平成28年5月11日 ～ 平成29年3月31日
15-1工区不入斗排水区マンホール蓋改築ほか工事 (修理保全課)	5,432,400円	平成28年4月28日	平成28年4月28日 ～ 平成28年7月19日
林地区配水本管布設工事(H27の1) (水道管路課)	185,603,412円	平成28年3月15日	平成28年3月15日 ～ 平成29年2月22日
田浦第2配水池着水井改良工事 (水道施設課)	104,004,000円	平成28年6月30日	平成28年6月30日 ～ 平成29年6月12日
有馬浄水場横流式沈でん池耐震補強工事 (浄水課)	160,949,280円	平成27年10月27日	平成27年10月27日 ～ 平成28年5月17日
12工区馬堀排水区合流管布設替工事 (下水道管渠課)	79,201,008円	平成28年2月16日	平成28年2月16日 ～ 平成28年8月2日
久留和マンホールポンプ電気設備工事 (水再生課)	12,496,192円	平成28年1月29日	平成28年1月29日 ～ 平成28年6月27日